平成２５年（フ）第６号
青森県八戸市大字大久保字浜長根８番地15　コーポ松美ヶ丘Ａ号室、前住所青森県八戸市大字大久保字長沢25番地２
債務者　尾崎　千秋
１　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月７日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第９９１号
神奈川県川崎市幸区小向仲野町８－１－605
債務者　坂内　千春
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２０号
東京都葛飾区立石２丁目23―１―506
債務者　庭野喜美子
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３５号
東京都練馬区南大泉１丁目19―14　第二青葉コーポ201
債務者　野崎　俊雄
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３８号
東京都練馬区大泉学園町８丁目６－７－102
債務者　五十嵐　實
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７１号
東京都板橋区仲宿35―12―205
債務者　井上　昭男
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７２号
東京都新宿区中落合３丁目28―18―201
債務者　岩澤　　均
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７７号
東京都多摩市諏訪１丁目46―17―105
債務者　小野田　航
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７８号
神奈川県藤沢市城南１丁目21―16―202
債務者　野上　初江
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７９号
東京都品川区東大井５－９－７　カトレア505号、住民票上の住所東京都品川区東大井５丁目６―12
債務者　菅原　武子
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８０号
東京都葛飾区東新小岩４丁目７―20―208
債務者　小林　博之
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８４号
神奈川県横浜市瀬谷区南台２丁目４－１－Ｂ１―110
債務者　風間累理子
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８５号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野１丁目13－５
債務者　庄野　　茂
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９０号
東京都八王子市暁町１丁目41－４
債務者　原　　紀子（旧姓折尾）
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９２号
東京都小平市小川東町４丁目３－１－203
債務者　桑原　　隆
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９３号
東京都大田区西六郷２丁目50―７―502
債務者　中林　澄代
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時　東京地方裁判所民事第20部